

---

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（斉藤 重君） 日程第15、議案第15号 松崎町火入れに関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君） 議案第15号は、松崎町火入れに関する条例の一部を改正する条例についてであります。

詳細は担当課長をして説明します。

（産業建設課長 菊池三郎君 提案理由説明）

○議長（斉藤 重君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○10番（鈴木源一郎君） 消防署が下田になるわけですから、こういうようなことが起こってくるわけですが、実務的には、日常的には、こういう火入れをする場合は、西伊豆の支所へ連絡を取ればよいというふうになるということではないですか。そこは下田まで連絡を取るということになるのでしょうか。大変不便になるということが起こるわけでしょうか。

○産業建設課長（菊池三郎君） 火入れにつきましては、例えば、造林の地ごしらえとか、開墾準備とかというような場合に火入れというのが行われるわけですが、いま議員が言われるように、こちらの元の消防署の方に連絡すれば充分足りるのではないかと思います。

○議長（斉藤 重君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（斉藤 重君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（斉藤 重君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（斉藤 重君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(斉藤 重君) 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 15 号 松崎町火入れに関する条例の一部を改正する条例についての件を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(斉藤 重君) 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---